

廃棄物問題と商取引責任

小 林 純 子, 槌 田 敦

1 章 排出者責任

1. リサイクル行政の失敗
2. 処分場の枯渇問題は完全焼却で解決
3. 所有権の放棄と排出者責任
4. 家庭ごみの不法投棄と行政費用の増大

2 章 拡大生産者責任

1. OECD プロジェクト
2. 第II段階レポート
3. 第III段階レポートでの変更
4. 行政も費用を分担すべきか
5. 日本型拡大生産者責任

3 章 商取引責任

1. 商取引による外部不経済
2. 権力の介入による市場の成立
3. 現行法での廃棄物処理費用の内部化
4. 廃棄物処理費用の商取引負担

4 章 商取引への内部化の具体的施策

1. 規制による内部化
 - A. 強制的無料引取り
 - B. 強制的有料引取り
 - C. 強制的手数料引取り
2. 課税による内部化
 - A. 容器新品税
 - B. ワンウェイ容器追加税
 - C. 自動車使用税
3. 罰金による内部化
4. OECD の評価する 8 つの手法について

結論

1 章 排出者責任

1. リサイクル行政の失敗

廃棄物処分場の枯渇で文明は終わると指摘したのは、ガルブレイスであった（ガルブレイス 1975）。その後約 30 年を経て、たしかに処分場は逼迫し、日本では一般廃棄物処分場の残余年数は 10 年程度、産業廃棄物では 3 年程度、と環境庁は言う。もっとも、この数字の根拠が不確かで、毎年発表される年数はいつもほぼ同じだ

から、当分枯渇することはないが、それでも近い将来廃棄物が処分場からあふれ出すという心配は多くの人々の話題になっている。

そこで、この廃棄物処分場枯渇の対策として、行政は廃棄物の資源化（いわゆるリサイクル）を実行している。しかし、この行政の事業の結果、資源として回収された廃棄物は過剰になり、マイナスの価格となっている。すなわち、この回収された廃棄物は、希少性（有価）という経済学における資源の定義が無視されていて、資

源と呼べる物ではなく、資源の有効利用にはなっていない。

しかも、このマイナスの価格は、行政の支出、つまり税金によって負担される。この税金を払うために、納税者は労働をしなければならないが、この労働は資源を消費してなされる。したがって、行政のリサイクル事業は、資源の二重の浪費になっているのである（小林純子 2004 B p. 79）。

2. 処分場の枯渇問題は完全焼却で解決

ガルブレイスが指摘した処分場の枯渇という問題は、廃棄物を可能な限り自然に返すことにより、解決可能である。人間社会の中でのリサイクルを追求するのではなく、自然の中でのサイクルに頼るのである。

人間以外の動物は、大量の食べ残しと糞尿と死骸を排出し、自然界に放置する。しかし、それは別の動物のえさになり、また植物の肥料となって、生態系の中を循環する。人間もこれをまねて、廃棄物をそのまま自然に返せばよいのである。たしかに昔はそうにしてきた。

これができなくなったのは、人間が廃棄物を大量に発生したことと、この自然の循環になじまない廃棄物を発生したからである。しかし、この問題は本質的ではない。科学技術で廃棄物を自然の循環になじむ物体に変えて排出すればよいのである（小林純子 2004 B p. 90）。そして、科学技術では対応不可能な長半減期の放射能などはその発生を禁止すればよいのである。

科学技術による廃棄物対策の基本は焼却である。この焼却により、廃棄物中の炭素、水素、窒素は、無害な二酸化炭素、水蒸気、窒素ガスになるので、そのまま大気に返すことができる。そしてこれらの分子は、光合成と窒素同化作用によりふたたび人間にとっての資源になる。排出ガスに混ざる毒性物質は飛灰化し、この飛灰と焼却灰は熔融固化（またはガラス固化）して

無害な人工の砂にして、大地や海洋に返す。

このようにして処分場に投棄する廃棄物の減量に成功した例を名古屋市の廃棄物処理に見ることができる（小林 2004 B p. 89）。藤前干潟の処分場計画に失敗した名古屋市は廃棄物を徹底して焼却し、処分場を延命することでこの問題を解決したのである。

その方法は、市民には「燃せないごみ」として分別させたごみを、破碎工場で砕き、これをふるいにかけ、砕けなかったごみは電気磁石で鉄はくっつけ、アルミは弾きとばして分別し、残ったプラスチックなど可燃物はすべて焼却する。このようにした結果、処分場に投棄するごみは焼却灰と細かい石やガラスの粉だけになる。

名古屋市の一般廃棄物の焼却率は1990年度では80%であったが、対策後の2002年度では96%である。これにより、処分場への投棄量は、1990年度では32万トン/年であったが、2002年度では12万トン/年に減らすことができた。

さらに、名古屋市では、この飛灰と焼却灰を熔融固化する計画で、この工場が完成すれば、投棄量は2万トンとなる。これにより、名古屋市の処分場の心配はなくなった。それでも将来処分場があふれるときには、この処分場を掘り返して以前に投棄した廃棄物を熔融固化して取り除く計画という。このようにして、名古屋市は愛知県などが提供を申し出た処分場をすべて断ることにしたのであった。

3. 所有権の放棄と排出者責任

廃棄物は、物品の所有者がその所有権を放棄した時発生する。そこで、物品の所有権を放棄した者の責任として、この廃棄物問題という公害を防ぎ、またこの発生した公害を償うことを義務付ける必要がある（排出者責任）。これは「汚染者負担の原則」としてすでに確立されている原則である。

一般に PPP と呼ばれるこの原則は 2 種類あるので、注意を要する。ひとつは OECD(1975) の PPP であって、資源配分の合理性と国際貿易上のゆがみの是正を目的とし、最適汚染水準までの公害防除を汚染者に義務付けるものである。

一方、日本の PPP は、環境保全のための費用のすべてを汚染者が負担することをいう。その費用とは、環境白書（昭和 50 年版）が示しているように、汚染物質の排出を防ぐために公害防止施設の設置およびその維持管理に要する汚染防除費用、汚染された環境を元に戻すための費用、被害者の救済に必要な費用、汚染を回避するための費用、監視取り締まりに要する行政費用などである（吉田文和 1998 p. 282）。この外、裁判など交渉費用も環境保全のための費用である。本論文では、「汚染者負担の原則」を、日本の PPP のように、文字どおりの意味で用いている。

これまで、廃棄物は税金により行政が処理することになっていた。しかし、税金を払う者と、廃棄物を排出する者は同じではない。廃棄物を排出していない者が廃棄物を排出する者の代わりに費用を払わなければならないのは不当である。

ところで、行政が税金により廃棄物を処理する理由は、放置された廃棄物によって蚊や蠅などが発生し、疫病など衛生が損なわれるからである。そもそも地方自治体という組織が必要になったのは、この衛生問題を解決するためであり、その費用をまかなうために税金を使用することは当然である。

それは、この作業を行政がしなければ、廃棄物を出さない者も被害を受けることになるからである。このことから、行政が廃棄物を処理するのは、衛生問題を限度とすることが分かる。それ以外のリサイクルなどに税金を用いることは行政の責任範囲を超えている。

衛生問題以外の廃棄物の処理にかかわる一切の費用は、排出者に負担させる。この排出者責任は、2000 年 6 月に制定された「循環型社会形成推進基本法（以下、循環型社会基本法）」においても、第 11 条「事業者の責務」と第 12 条「国民の責務」として定められている。

産業廃棄物や事業系一般廃棄物の場合には、この排出者責任により、排出した事業者に費用負担を求めることは合理的である。それは排出者である事業者は利益を得るために廃棄物を排出しており、この費用はその損金として負担するのが当然だからである。事業者が廃棄物処理の負担ができないのであれば、その事業をおこなう権利はない。

そして事業者が廃棄物を不法処理をした場合、排出者に原状回復させ、それができない場合は高額な罰金を課し、これにより行政が処理すればよいのである。このようにして、事業者には排出物処理費用の負担と不法処理の原状回復費用の負担と罰金のうち、どれが得かを考えさせることで、廃棄物排出の費用を排出者に全面的に負担させることができる。

4. 家庭ごみの不法投棄と行政費用の増大

しかし、家庭系一般廃棄物、いわゆる家庭ごみの処理については、排出者負担では解決しない。それは家庭ごみの不法投棄問題は事業者の不法処理問題とは異り、費用を払えないからといって生存をおびやかすことはできないし、不法投棄を厳しく取り締まって多数の犯罪者を発生させる政策が良いとは考えられない。

排出者負担を理由に家庭系ごみの有料化を実施している自治体は、すでに半数に達している（大澤太郎 2003 p. 241）。しかし、その額は大袋 1 枚あたり 20～40 円程度の少額であって、実際の廃棄物処理費用をまかなっていると言いはない。せいぜい排出したことを自覚させる効果しかない。

そのように少額にするには理由がある。行政の税金によって負担する廃棄物処理費用は、官業の非効率作業のため高額であり、これを全額消費者に負担させると、消費者の負担は極めて大きく、不法投棄を誘発する。そしてこれを処理するために行政の支出はかえって増え、またその取り締まりに莫大な費用が必要となるからである。

また、有料化を実施した市町村の住民は、周辺への越境不法投棄することになり、その処理費用をめぐって、市町村間の争いに発展して裁判になる可能性もあり、実施市町村だけで解決できる問題ではなくなると思われる。

かつて、東京都が有料だったごみ収集を中止して、無料にしたのはこの問題があったからという。東京都は、1960年の東京オリンピックを誘致する場合、ごみの不法投棄に悩んでいた。このまま有料でごみ収集を続けるとすれば、ごみの不法投棄を監視し、これを清掃するのに莫大な費用がかかることが分かった。

そこで、ごみ収集を無料にして都民に協力を呼びかければ、東京都はきれいになる。ごみ収集に費用がかかるが、それは不法投棄対策費よりも少なく済むのである。この東京都のごみ収集の無料化がその後の日本のごみ収集の基本となった。

ところが、環境省は、自治体のごみ処理について全面的に有料化を目指す方針を固めたという（朝日新聞 2004.5.31）。これにより、一般廃棄物の排出量は01年度では約5500万トンであったが、これを10年度には4900万トンにするという。環境省はごみ無料化の歴史事実を無視し、環境を汚染することになる政策を進めようとしているのである。

ところで、この不法投棄の問題は、人間社会の約束事に対する重大な弱点を突いている。それは、所有権の問題である。所有権の獲得は、法律によって厳しく制限されているのに対し、

所有権の放棄は極めて簡単である。不法に所有権を獲得すれば、泥棒として罰せられる。しかし、不法に所有権を放棄しても、泥棒に対応する言葉はなく、処罰も軽い。

この所有権の獲得と放棄を対等の法律体系にすることは、将来の人間社会にとって必須の課題であろう。たとえば、不法な所有権の放棄に対して「逆泥棒」と表現し、これを犯罪とするなどが必要であろう（槌田敦 1995 p.279）。

このような所有権の問題に社会的合意ができていない以上、排出者責任を家庭系一般廃棄物に対して実行したのでは、廃棄物問題は解決できない。そこで、発想の転換が必要となる。

2章 拡大生産者責任

1. OECDのプロジェクト

廃棄物は、製品が不要になったとき発生する。したがって、その製品を生産したことが廃棄物発生の原因であるから、廃棄物問題はその製品の生産者にあると考えることができる。

この考え方にに基づき、拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility：EPR）が提起された。これは、このドイツなど欧州諸国で制定された容器包装リサイクル政令を背景に、そこに示された廃棄物の新しい原則を一般原則として普及するためにOECDで検討された考え方である。

この検討は1994年から開始され、1996年に第Ⅰ段階（phase 1、各国制度の調査）、1998年に第Ⅱ段階（phase 2、代表的制度の分析と枠組みの提示）、2001年に第Ⅲ段階（phase 3、OECD加盟諸国政府向けのガイダンスマニュアル）として、それぞれのレポートが公表された。第Ⅱ段階レポートによると、このプロジェクトは日本政府の財政援助によりなされたという。

ところで、OECDのいう「拡大生産者責任」という訳語は必ずしも適切ではない（小林純子

2004 A p. 68)。まず、「拡大」とは、extended という言葉の訳であるが、「延長」と訳するのが正しい。それは日本語の「拡大」は拡大解釈という意味にも用いられる言葉であり、本来は生産者の責任ではないことを、無理に拡大しているかのように印象づけるからである。

また、「製造物責任：PL」で使われる責任 (liability) ではなく、非難を意味しない responsibility であるから、これは「責務」とするのが正しい。この問題は、「排出者責任」ということばでも同じであって、「排出者責務」とすべきであろう。

そして、後に詳しく述べるが、OECD は、製造業者の責務というよりは、商標所有者または輸入業者の責務を論じていて、どちらかといえば販売者の責務である。たとえば、廃棄物になる飲料容器は、その生産者 (producer) の責務ではなく、飲料を瓶詰めする者の責務を論じている。つまり、内容を正確に表せば「延長販売者責務」である。

しかし、「拡大生産者責任」や「排出者責任」という言葉は、すでに慣用化しており、変更を主張すればさらに混乱を招くことになる。そこで、この論文でも「拡大生産者責任」や「排出者責任」ということばを用いることにする。

2. 第Ⅱ段階レポート

OECD による拡大生産者責任プロジェクトは、「従来の地方自治体が出してきた補助金を縮小または終了させる一方で、民間企業に消費後の段階においても自社製品を処理する財政的責任を実質的に、いわば完全に委譲することにより都市廃棄物を減量する」ことにある (OECD 1998 日本語訳 p. 141)。つまり、拡大生産者責任とは、生産者に対して、環境保全費用を市場価格に内部化することにより、廃棄物発生とその費用を低減することである。

この 1998 年に発表された第Ⅱ段階レポート

では所有権の法的解釈にまで踏み込んでいる。「廃棄物処理の適正化の観点から、使用可能な期間の終了した製品を、販売したのではなくリースしたとみなすべきであろう」と述べ、「消費者が使用している期間も、生産者は将来復帰すべきまたは将来の所有権を保持することになる」(OECD 1998 日本語訳 p. 170) としている。

これは、廃棄物の無料引き取り命令の根拠になる解釈ではある。しかし、販売者と消費者がリース契約をした訳ではなく、また消費者は商品としての対価を支払っている。したがって、消費者に所有権があることは否定できないから、生産者に所有権が残るとする解釈は強引過ぎると言える。廃棄物についての所有物の処理の判断はあくまで廃棄物の排出者にあるとすべきである (小林純子 2004 A p. 69)。

ただし、売買にあたって使用済み商品引き取りの特約をつけるということは可能である。例えば、EU でなされている使用済み自動車の消費者から生産者への無料引き渡しは一種の贈与特約であり、生産者は使用済み自動車を受取り拒否できないとすればよいのである。

消費者にとって、使用済み自動車は自己の所有物であるから、これを解体して電池やエンジンを売り払うことはできる。しかし、その場合、その特約は解除され、生産者はその解体して有価物を失った使用済み自動車の残りを引き取る義務はなく、消費者は自己の責任で処分しなければならない。事実、EU の使用済み自動車に関する命令はそうになっている。

いずれにしても、この第Ⅱ段階レポートでの拡大生産者責任は、生産者の責任を強調することで、生産者と販売者への内部化は徹底されている。

3. 第Ⅲ段階レポートでの変更

これに続く、最終報告の第Ⅲ段階レポートで

は、EPR を「製品に対する製造業者の物理的および（もしくは）財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策的アプローチ」（OECD 2001 日本語訳 p. 11）と定義している。ここで物理的とは、処理作業のことである。

そして、この第Ⅲ段階レポートにおける EPR の特徴は「①地方自治体から上流の生産者に物理的および（または）財政的に、全体的または部分的に責任を転化すること。また、②製品の設計において環境に対する配慮を組み込む誘因を生産者に与えること」と規定している。このように EPR は、生産者と販売者に対して消費後の廃製品にまで処理義務と費用負担を延長し、その責務を自治体と納税者から生産者と販売者の方向へ移すものである。

このようにすることにより、この廃棄物の発生原因である生産者、販売者に、この廃棄物問題という外部不経済を内部化できる。そして結局は、廃棄物の最終排出者である購入者が、その廃棄物の処理費用を負担することになる。また、生産者と販売者には販売価格を下げるための努力をすることにより、廃棄物を適正に処理して、その費用を節約するという動機を与えると、OECD は期待した。

ところで、OECD は、EPR における生産者について、「寿命の長い製品では、生産者はそのブランドが製品自体に表示される企業かまたは輸入業者である企業と考えられる。しかし、包装の場合は、製品の容器やラッピングを製造する企業よりもむしろ、包装の充填業者が生産者と考えられる。ブランドオーナーが明確に特定できない場合、製造業者が生産者とみなされる」（OECD 2001 日本語訳 p. 44）と複雑な定義をしている。

このことは、生産者の責任という表現にこだわった結果であるが、後に述べる外部不経済の内部化についての OECD の考え方が不徹底で

あることに関係している。つまり、「何に内部化するのか」という原則について、OECD の考え方が定まっていないのである（小林純子 2004 A p. 70）。

これは OECD のいう分担責務（shared responsibility）という考え方にも現れている。第Ⅲ段階レポートでは、第Ⅱ段階レポートに比べて「分担責任」がより強調され、分担責任は「EPR の重要な解釈」とできるとし、製品のライフサイクル上の連鎖におけるすべての関係者（生産者・小売業者・運搬業者・消費者・地方自治体など）が活力ある役割を演じることは EPR の本来的なものであると述べている。

この分担責任について、このレポートはふたつのモデルを提起する。ひとつのモデルは、いくつかの生産者の間で公式または非公式の協定を結ぶことに基づく分担責任である。これは、生産者が最終責任と主導権を持ち、製品を回収するリサイクル事業や、デポジット・リファンドを行なう小売業者と協定を結んだり、小売業者や輸送業者が収集した製品を生産者に戻すような協定を結ぶ場合など、北欧の事例として取り上げられているように、生産者・販売者への内部化という原則が貫かれている。

もうひとつのモデルは、生産者だけではなく、地方自治体にも分担責任を認めるものである。このモデルでは、外部不経済の生産者と販売者への内部化という原則が薄められている。さらに、このモデルには、ふたつの方法がある。

ひとつめの方法は、地方自治体が収集や分別等の処理義務（全部または一部）を負い、生産者がこの費用を全部負担し、さらに分別した廃棄物を実際に引き取るというフランス型の方法である。

OECD の EPR にとって重要なことは、誰が廃棄物処理システムを運営するのかではなく、誰がその費用を負担するのかということである。言い換えれば、誰が消費後の廃製品の処理

義務を担うのかではなく、誰がその費用負担を担うかということがEPRにとっての核心なのである。そして、OECDは「EPR政策は、生産者にその製品の処理による社会的コストを吸収するよう奨励するための誘因を提供するように設計されるべきである。これにより、何らかの不可避のコストは製品の価格決定に組み込むことができる。生産者と消費者は、納税者に代わって社会的コスト（外部性）を支払うことになる」（OECD 2001 日本語訳 p. 49）としている。これは、理解できる。

しかし、もうひとつの方法では、自治体は従来の業務を続け、生産者は処理処分にかかる費用の一部を支払うという日本型の方法である。OECDは「日本の容器包装リサイクル法は、生産者が日本容器包装リサイクル協会にリサイクル料金を支払い、協会が使用後の容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、紙容器、プラスチック容器または包装）について、地方自治体と契約を結ぶと規定している。協会は自治体により分別収集された廃棄物を回収して、これをリサイクルする。この政策は、消費者がそのごみを分別する責任を持ち、地方自治体が収集の物理的・財政的責任を持ち、また生産者がリサイクルの物理的・財政的責任を持つひとつの共有責任システムを提供している」（OECD 2001 日本語訳 p. 46）と、日本の容器包装リサイクル法を拡大生産者責任の例として認めている。

4. 行政も費用を分担すべきか

しかし、OECDは、最初から自治体の負担を認めていた訳ではなかったことは、第II段階リポートで「民間企業に自社製品を処理する財政的責任を実質的に、いわば完全に委譲する」（OECD 1998 日本語訳 p. 141）としていることで明らかである。この問題について、OECDレポートを研究した吉野敏行は、次のように問題点を整理する。

「フェーズIIリポートでは、EPRの概念（concept）について『EPRは、廃棄物処理（management）の最終責任を、地方自治体から最終生産者（輸入業者を含む）に移すことである。この最終責任とは、自ら製造した製品に関する廃棄物処理コストを確実に完全に内部化するために、私企業に課せられた義務のことである。この義務は消費後の生産物責任の核心であり、根本的あるいは基本的な原理である』と述べている。このようにフェーズIIでは、廃棄物処理コストを確実に完全に内部化することこそEPRの核心であり、根本的・基本的原理であると強調している。さらに、フェーズIIでは『幾つかの国では、部分的コストの内部化をEPRプログラムの実施として選択している。……しかし、地方自治体が廃棄物処理の経済的責任の分担を広げることは、生産者に廃棄物の発生防止、分別収集、再使用、再生利用、そして彼らに遂行可能な望ましい再生の高レベルな取り組みに対するインセンティブを減らしてしまうことになる』と部分コストの内部化をもってEPRの実施とすることを暗に批判している。

ところが、フェーズIIIリポートのEPRの定義を注意深くみると、『製品に関する生産者の物理的およびまたは経済的責任を……消費者段階の後にまで拡大する』とか、『廃棄物マネジメントの物理的およびまたは経済的な責任の全部または一部を地方自治体と一般納税者から上流の生産者に移すこと』というように、『およびまたは』『全部または一部』などの用語を必要以上に多用しており、かなりフレキシブルに解釈しようとしていることが分かる。このような解釈に立てば、生産者が消費後の廃製品にかかる物理的・経済的責任のごく一部でも負えばEPRを実現しているということになる。実際、フェーズIIIでは、部分的コストの内部化をEPRのひとつの選択肢として認め、日本の容器包装リサイクルシステムをその事例として評価してい

る」と吉野は分析した（吉野敏行 2002 p. 51）。

また、吉野は「EPR の解釈のこのような変化は、フェーズⅡが枠組みレポート（framework report）であるのに対し、フェーズⅢは各国政府の導入マニュアル（a guidance manual governments）であることから、各国政府が受容しやすく、EPR をより柔軟なものに定義し直したとも考えられる。しかし、この変化は単なる応用・拡張というよりも EPR 解釈の変質といっても過言ではない」（吉野敏行 2002 p. 51）と断じている。

そして、吉野は「EPR 解釈のこのような変化は、分担責任の考え方の変化に根ざしていると考えられる。フェーズⅡにおける分担責任は、主に物理的責任を対象と考えられており、経済的責任に関しては、コストの確実かつ完全なる内部化を前提としており、強いて経済的責任の分担責任を求めるならば生産者と消費者とのそれである。生産者と消費者がコストを負担することはコストの内部化の必然的結果であり、EPR の本質に属することであって、その分担割合はコストを内部化した当該製品に対する需要の価格弾力性に大きく依存している。ところが、フェーズⅢでは経済的責任の分担責任を地方自治体にも拡張し、これを分担責任の第1モデルと位置づけている。このように、フェーズⅢでは分担責任の内容を物理的責任から経済的責任に拡張し、経済的責任の分担責任を生産者と消費者だけでなく、地方自治体にまで拡張し、『コストの完全な内部化』から『部分コストの内部化』にまで拡張することによって、EPR の革新性を事実上変質させてしまっているといえよう」（吉野敏行 2002 p. 52）と結論した。

この OECD による拡大生産者責任に関するレポートは、すでに述べたように、日本政府の財政的支援によってなされたものである。その結果、日本政府の主張と拡大生産者責任の理念

を妥協させてしまったと考えられる。政治は妥協の世界とはいえ、内部化の不徹底を容認した OECD は原則を失ったといえよう。いずれにしても、第Ⅱ段階レポートで示された EPR の概念に立ち戻って公共政策を考えることが重要である。

5. 日本型拡大生産者責任

OECD の「拡大生産者責任」について、廃棄物問題の内部化に注目して議論を進める吉野敏行に対して、細田衛士は内部化そのものよりも、「環境負荷の低減がより小さな費用をもってなされなければならない」ことを重視する。そして、「EPR が受け容れられたからといって、すべてが生産者の責任ということにはならない」、「費用をいくらでも大きくしてよいのなら、なんにも EPR に頼らずとも適正処理・リサイクルは可能である」と主張する（細田衛士 2003 A pp. 106～107）。すなわち、すべてを生産者の責任にするのではなく、地方自治体も責任を持つことによって環境負荷の低減をより小さな費用でなされるようにすべきであるというのである。

このような視点から細田は、廃棄物の処理に関わる資金管理法を選挙する方法を提起している（細田衛士 2003 A p. 128）。しかし、これらのリサイクル事業のための組織を作ること、細田の懸念をさらに強めるだけである。たとえば、OECD が評価した日本容器包装リサイクル協会是一种の特殊法人であって、理事が46人、評議員が51人という巨大組織であり、2002年の予算は493億円であって、これからも巨額の費用を消費し続けるであろう。このことは、後に細田も認め、「実際にその（資金管理法の）運営には膨大な費用がかかる」（細田衛士 2003 B p. 322）と訂正している。

安井至は、リサイクル事業について「日本のように人件費の高い国では、どうも費用のかな

りの部分が作業員や管理職の人件費に使われていそうな気がする。家電などリサイクル法は作業員や管理職を雇うためにできた法律なのか」と批判する（安井至 2003 p.19）。税金の投入によって「資源ごみ」を安価に提供する市町村が、財政難でリサイクル事業を引き上げた後には、これらのリサイクル事業法人は成り立たなくなるに違いない。

日本のリサイクル関係の諸法律は、すべてこの OECD の拡大生産者責任の考え方によることになっている。したがって、これらの法律を順守した地方自治体の廃棄物処理費用は、細田の期待するように減少するはずである。しかしながら、容器包装リサイクル法を完全履行した名古屋市の場合、廃棄物処理費用はかえって増加してしまった（小林純子 2004 B p. 84）。

OECD は「排出者責任」からいわゆる「拡大生産者責任」への変更を提起したことは評価される。しかし、これは「生産者」にこだわり、しかもこの生産者とは誰かなどに論理的に欠陥がある。すなわち、内部化という時、何に何を内部化するのが明確になっていないのである。また現実の国際政治の妥協で初期の目的を見失い、日本の例で見られるように行政の負担をかえって増大させることになっている。

3 章 商取引責任

1. 商取引による外部不経済

そこで、この廃棄物問題を、生産したことの原因を求めるのではなく、消費者が製品を購入したことに原因を求めることにする。この売買がなければ、家庭ごみの問題はなかったのである。このような観点から、「廃棄物になるような物を買うのは控えよう」という自粛運動が推奨される。しかし、そのような自粛運動は成功する訳がない。安くて、使い良い商品が売られているのに、これを横目で見て、通り過ぎること

のできる消費者は少ない。

このように、この廃棄物問題は自粛では解決できないから、リサイクルが提起されることになった。しかし、リサイクルしたところでいずれ廃棄物となる。さらに、リサイクルするには別の資源を消費し、別の廃棄物が追加されることになる（小林純子 2004 B p. 66）。

そもそも、これらの廃棄物問題は、商取引という経済活動によって、販売者から購入者（消費者）の所有となり、その消費の後、その商品が不用になって廃棄されたことによる。つまり、廃棄物問題は、この商取引に責任があり、販売者と購入者がともに利益を得たことの外部不経済である。つまり、この両者が商取引によって利益を得た結果として、廃棄物問題が生じたのである。

したがって、この両者の利益で廃棄物処理費用などを負担し、廃棄物問題をこの商取引に内部化すべきということになる。これはいわゆる「排出者責任」の延長線上であって、そのもっとも近い位置にあり、「商取引責任」（小林純子 2004 A p. 74）として、議論する。

すなわち行政の負担する廃棄物処理の費用を商取引に徹底して内部化する。これは価格を通して、商品の購入者つまり廃棄物の排出者の負担となり、実質的には「排出者責任」となるのである。

2. 権力介入による市場の成立

廃棄物問題は商取引の外部不経済であるから、商取引がこの廃棄物問題を自発的に内部化することはありえない。この廃棄物による損害額をこの商取引額の損金とすると、この商取引の利益を減少させることになるからである。

そこでこの外部不経済を商取引に内部化させるためには権力の介入が必要となる。つまり、廃棄物を適切に処理するための費用と、発生した（する）損害を償う費用などを、商品の販売

者に強制的に負担させることが必要となる。

一般的に、外部不経済は、「市場が環境資源の配分についてパレート最適を実現できず、発生する」とされている。つまり、「市場経済は環境資源のような自由・公共財については適切な市場を形成できず、これを過剰に消費し、資源の枯渇と環境汚染を引き起こすことになる」(吉野敏行 1996 p.110)。確かに、経済学の範囲では資源の効率的利用が最大の問題である。実際の社会では加害者と被害者(または損金負担者)の間に取引関係が存在しないことが問題である。そこで、権力の介入によりこのふたつの経済を統合した経済を強制的に作り、これに内部化すれば、効率性を最大にすることができる。

この廃棄物問題を商取引に内部化する手段は、規制、課税、罰金である。これらを法律としてまとめ、行政において管理し、負担を避けようとして争う違反者は裁判により裁くことになる。

その方法は、まず廃棄物事業をすべて商取引(売買、賃貸借、委託代行)にまかせ、完全に民営化することである。行政との関係は、PFIを含む委託代行契約によりおこなう(小林純子 2004 B p.73)。次に、行政は、廃棄物事業が適切になされているかどうか管理監督する。加えて、この行政の委託および管理の費用を、商取引への課税で過不足なくまかなうことにより、廃棄物の費用をすべて商取引に内部化する。

このように廃棄物問題を商取引に内部化することで、資源は有効利用されることになる。そして、行政は、この商取引への課税により資金を得て、民間に廃棄物処理を業務委託して撤退し、本来の任務である廃棄物の衛生管理に専念することができる。

3. 現行法での廃棄物処理費用の内部化

ところで、廃棄物関係の現行法においても、廃棄物問題を外部不経済として、それを内部化

することが必要であることを循環型社会基本法の第11条2項(事業者の責務)と3項(国民の責務)において認めている。

この法律が作られた理由は、ごみ処理費用に相応した料金を排出者から徴収したとしても、それだけでは廃棄物発生について大きな減量効果を得られず、リサイクルによる減量にも限界がある。問題は供給される製品そのものにあり、景況に脆弱なりサイクルシステムそれ自体にある。過剰包装、使い捨て製品、分別不能な複合素材、分解困難な構造など、使用すれば必ず大量の廃棄物となって現れる製品それ自体に問題があり、さらに生産者が再生原料、再生部品を能動的に使用しないことに問題があると考えられたからである。

しかしながら、この循環型社会基本法の規定は、この責務を義務付けてはいない。この規定に違反したからといって、事業者には何の影響もない。これはあくまで基本法であって、精神規定にすぎないのである。したがって、この義務付けは個別法でなされることになる。しかし、日本の個別法ではこの義務付けをしっかりと強制していない。

この問題で参考になるのはEU各国である。特に、ドイツでは1991年世界に先駆けて、事業者に対して自ら製造・使用した容器包装の回収と再生利用を義務づける「包装廃棄物回避令」を発布した。従来でも、事業者の排出者責務として、その事業活動に伴って発生した廃棄物の処理をすることになっていた。ドイツの廃棄物処理法第3条には「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めていた。しかし、製造し販売した商品に欠陥がある場合には責任を負うことが当然としても、消費した後の廃製品の処理・処分まで責任を負ってはいなかった。そこで、生産し、販売した商取引にこの外部不経済を内部化する必要があると考えた

のである。このような視点は日本型拡大生産者責任には存在しない。

4. 廃棄物費用の商取引負担

したがって、EU 型、フランス型、日本型と混乱し、すでに変質している「拡大生産者責任」を正しく解釈し直す努力をするよりは、「廃棄物問題という外部不経済を商取引に内部化する」、つまり「商取引責任」によって真正面から廃棄物問題と取り組むことが必要であろう。

そして、廃棄物問題という外部不経済を商取引に内部化し、また行政はリサイクルを含む廃棄物事業には一切参加せず、販売者の範囲で作業させることが大切なのである。廃棄物問題をどのように内部化するかという点では、後に述べるようにいろいろな方法がある。しかし、その範囲において、また行政が廃棄物事業に参加しなければ、いずれもパレート最適が成立し、これに要する費用は極小となる。

4 章 商取引への内部化の具体的施策

すでに述べたように、廃棄物問題での外部不経済を内部化するために、行政は権力により介入する必要がある。その介入方法は、①規制、②課税、③罰金の 3 種類である。この介入により廃棄物問題は内部化できて、すでに存在する廃棄物関係の商取引に加えて、別の商取引が新たに参入することになる。商取引の種類は①売買、②賃貸借、③代行の 3 種類であるから、形式的にはこの組み合わせの 9 通りの内部化の方法が考えられる（小林純子 2004 A p. 74）。

1. 規制による内部化

規制の方法には、「せよ」という方法と「するな」という方法の 2 種類がある。ここでは、「せよ」という方法を考える。これには、すでに述べた使用済み商品の引き取りがある。これには

さらに、A. 強制的無料引き取り、B. 強制的有料引き取り、C. 強制的手数料引き取りの 3 種類がある。

「するな」という方法は、例えば毒性の廃棄物となるヒ素を含む製品や FRP のような処理困難な廃棄物となる製品を作ってはならない、というものである。これにより、代替物の商取引が成立することになる。

A. 強制的無料引き取り

販売者に対する無料での引き取り義務は、ブランド商品の廃棄物に適用できる。ブランド商品を売る企業はあらかじめ廃棄物の処理費用を上乗せするか、または販売廃棄物に多少とも価値が残っている場合になされる（小林純子 2004 A p. 74）。

使用済み商品の無料引き取り（贈与）の義務付けは、不法投棄対策として有効である。典型的な例は、すでに述べた EU の使用済み自動車の無料引き取り制度である。この場合、生産者は、使用済み商品に残る価値と販売時にあらかじめ価格に上乗せして貯蓄していた金額との合計を用いて処分することになる。

しかし、問題がないわけではない。自動車の場合、使用期間はほぼ 10 年であるから、10 年後の適正処理に必要な費用が正確には分からないということがある。また販売時に貯金して、それを処理費用に当てるとしてもこの貯金は利益と見なされ、税金問題が生ずこともある。これらの問題は無料引き取りを実行した後に、保険の利用や処分業者の利用などの工夫があつてよい。それこそ、内部化による処理費用の低減化の過程ということになる。

しかし、それよりももっと困った問題がある。無料引き取りが可能なのは、先にも述べたが使用済み商品に有価部品が存在することも条件のひとつだからである。そこで、この有価部品だけを抜き取って、残りを不法投棄されると始末

が悪い。この残がいの処理については、もはや生産者や販売者の責務とは言にくいからである。

したがって、EUのような強制的無料引き取りだけで内部化を図るのではなく、例えばスウェーデンでなされているような、適切な廃車手続きをしないと、いつまでも自動車使用税を払い続けなければならないというような他の手段と組み合わせる必要がある。

B. 強制的有料引き取り

有料で引き取りを義務づけるものとして、いわゆる EU 諸国の強制デポジット・リファンドがある。強制リースと考えることもできる。リース保証を返すことが、リファンドに対応するからである。これについては日本ではデポジット（預け入れ）が強調されるが、リファンド（払い戻し）が主体である。購入者にとって、デポジット価格は買い値の中に埋没していて実感がなく、リファンド価格は購入者の利益感になる。そのため、リファンド価格の高い物が売れて、回収率を上げることになる。EU 諸国でガラス瓶に比べてペットボトルのリファンド価格が高いため、ペットボトル詰め飲料がよく売れるという望まれない現象となっている。

この強制的有料引き取りは、使用済み商品の売買としばしば混同される（小林純子 2004 A p. 75）。例えば、日本では消費者は使用済みビール瓶を現在 1 本 5 円で酒屋に引き取ってもらっている。多くの研究者はこれをデポジットと理解している。しかし、これは強制ではなく、任意の売買である。酒屋は瓶商に古ビール瓶の価格を上積みして売り、瓶商はビール会社にさらに上積みして売っている。ビール会社はこれを洗って使うと、新ビール瓶を買うより安くつくのである。関係者すべてが売買により儲かる商取引になっている。

これに対し、デポジット・リファンド制度な

どの強制的有料引き取りでは、購入価格の中に有料引き取り額相当分が入っていて、必ずしも利益を得ているわけではない。また、生産者や商店はその有料引き取りのための手数料に費用がかかって損をしている。しかし、この損を誰がどれだけ引き受けるかという点で関係者が交渉していくと、商取引への内部化が完成し、内部化による費用の低減となる。そして、最終結果として処理費用や引き取り費用は、商品の価格に反映して、消費者の負担となり、廃棄物排出者負担の原則が満たされることになるのである。

いずれにしても、この有料引き取りでは、消費者にとってリファンドは所有権の売買という商取引と同じであり、使用済み製品を販売者に返す有効な方法である。しかし、そのためには、リファンド価格が高いことが条件である。低いと権利を捨てて不法投棄されることになる。さらに、この廃棄物の中に含まれる資源の価値よりも高価でなければならない。もしも低いとすると、この廃棄物の中から資源を抜き取って売り、残りを不法投棄してしまう者も現れるからである。

C. 強制的手数料引き取り

第3の方法は、強制手数料付き引き取りである。これは、個人消費者が豊かであって、しかも道徳心のある場合に実行される（小林純子 2004 A p. 76）。例えば、日本では家電リサイクル法により、大手家電メーカーは使用済み家電製品の処理費用を消費者から徴収して引き取ることにした。消費者の負担金は、冷蔵庫 4,600 円、エアコン 3,500 円、テレビ 2,700 円、洗濯機 2,400 円で、さらにこれに収集運搬料金が 500～2,000 円加算されて販売者が引き取るようになった。

なお、指定法人（家電リサイクル法に基づいて設立された一種の特殊法人）のリサイクル料金は、大手メーカーの料金よりも 1,000 円程度

高い。その理由は、特殊法人であるため採算性が悪いだけでなく、企業のような販売競争にさらされていないからである。また、収集運搬費用の地域差の問題ではリサイクル工場が遠方にあっても、他の方法で処理することを許さず、無理でも一律にリサイクルさせるこの法律の硬直性の現れである。つまり、リサイクルするのに遠方まで運んで石油を大量に消費することは無駄遣いであることが理解されていない。

日本では家電製品を購入する時、これまでに廃家電の下取りが商慣行になっていて、その延長線上にこの手数料引き取りがあって、手数料は新商品の価格に埋没している。消費者にとっては支払いの総額だけに関心があるので、この法律により手数料が商品の価格に埋没していれば、廃家電が不法投棄になることは少ない。

しかし、引越しなどで、家電製品が不要になることもある。この場合、消費者は困ってしまう。そして、負担金の節約のために不法投棄となるであろうから、この強制的手数料引き取りの方法は個人消費者に対しては適切とはいえない。零細事業者に対しても同様である。

このように強制的手数料引き取りは、消費者にとって極めて煩わしいことである。消費者にとって、家電製品はその機能が必要なものであって、多くの場合、家電製品を所有することの欲望はない。そこで、この強制的手数料引き取り制度の導入が契機となって、家電リース産業が誘導されることになった(例えば、朝日新聞 1999. 8. 8)。これは、この方法のひとつの結果と言える。

2. 課税による内部化

例えば、船舶に用いられる強化樹脂 FRP など、処理困難物に課税をすることにより、処理の簡単な代替物の商取引を誘導することができる(小林純子 2004 A p. 78)。

また、ガラス瓶など容器包装対策として、新

品と輸入品に課税することにより、多数回使用を誘導することができる。その理由は、新品よりも回収品の方が安くなるので、業者は回収品を利用することになるからである。これには、次に述べるように、A. 容器新品税と B. ワンウェイ容器追加税が考えられる(加藤峰之 1999 pp. 147~150)。

A. 容器新品税

現在でも、使用済みビール瓶は市場経済の条件が満たされ、それぞれの当事者にとってリサイクルは義務ではなく、利益となっている。日本酒瓶が再使用されなくなったのは、この条件が崩れたからである。そこで、ビール瓶以外の日本酒などのガラス瓶でも、この条件を回復させる方策を考える必要がある。また、現在市町村が負担する廃棄物処分の費用をその発生者の負担とすることも必要である。

このふたつの目的を同時に達成するには、新品の飲料容器に対して、焼却または廃棄物処分の費用に相当する税金を課すことである。これにより、使用済み容器に交換価値を発生させればよい。このようにして、この使用済み容器の市場経済的流通が成立することになり、同時に公平の原則が成立することになる。

リターナブル容器であってもいずれ最終的に廃棄物となるのだから、新品であればこの税の対象となる。塩素を含む容器包装を使用する場合、これを焼却するには、ダイオキシン対策をした焼却炉が必要になるから、この費用もこの税に加える。

これにより飲料容器を利用する業者にとって、新瓶を購入する費用に比べて回収瓶の方が安価であるという条件が確保できる。この税金は目的税として、使用済み飲料容器を廃棄処分する実績を考慮して全額を市町村に交付する。この飲料容器新品税は廃棄物処分費用の前払いであるから、罰金ではない。

そのようにすると、再使用による利益が発生するので、各種容器でリターナブル方式は成立することになる。この利益差は、当初は、容器利用業者の収入となるであろうが、いずれ市場経済により消費者、小売店、仲買人など関係者にも適正に分配されるようになる。

ところで、この方法では、ワンウェイ容器の使用を直接禁止したり制限したりはしていない。飲料容器を利用する業者が、この容器新品税と次に述べる高額の政策的な追加税を払ってもワンウェイの容器を使いたいというのであれば、許されることになる。

輸入業者についても同様で、飲料を瓶ごと輸入する場合には新品のワンウェイ容器を使用するものとして課税する。この課税を避けなければ、飲料のみを輸入し、再生瓶に日本で詰めればよい。これにより、緑色ワイン瓶カレットがリサイクルされず、山積みになされている問題は消滅することになる。

容器新品税を新設すると、税金の二重取りになるという問題が発生する。つまり、廃棄物の処理費用として市民から市町村税を取っているのに、さらに企業からも税金を徴収するのかという問題である。

二重取りの問題は、廃棄物処理費用としての交付金に相当する額だけ市町村税を減額することで解決できる。また、形式的には企業から税を取るようになるが、それは価格に反映して消費者が払うことになり、すでに述べた市民と消費者が同じでないという問題は解決する。

素材化可能容器については、新品容器の中に占める回収素材の割合によって課税額を決めることになる。

このようにして売買方式の条件がすべての飲料容器について成立すれば、以前の日本のように飲料容器のリターナブルシステムは再開する。そして、これは飲料容器だけでなく、化粧品や洗剤などその他のガラス瓶にも無理なく採

用されることになり、廃棄物の量は大幅に減ることになる。飲料瓶とその他の瓶の形と大きさをそれぞれの業界で定めれば、混同することはない。

B. ワンウェイ容器追加税

以上の措置により廃棄物処分は適正化され、ワンウェイ容器とリターナブル容器の間の不公平はなくなるので、リターナブル容器は復活する。しかし、これでは公平になったというだけである。高級日本酒や瓶に詰めてから熟成させる高級ワインなどのワンウェイ容器税の追加が必要となる(加藤峰之 1999 p.149)。これは、政策による差別化である。

これも、容器を製造するときにかかる税金であって、回収・再使用ルートの整っていない飲料容器やその他の容器が対象となる。その税額は、高級ワインや日本酒の例でみられるように内容物の価値が高いので、新しい特別な容器の使用を必要とするのであるから、業者希望価格に対する従価税とし、その課税率は政策的に決めることになる。これは容器新品税とは違って目的税とはせず、酒税と同じ一般税とすべきである。このような課税制度により、大衆の飲料容器については企業は経済的メリットに誘導されて、リターナブル容器に転換することになる。同様の税はノルウェー、デンマーク、フィンランドですでに実施されている(石弘光 1993 p.128, 141, 151)。

このような容器新品税とワンウェイ容器追加税を課すことにより、市場経済の条件が満たされ、それぞれの当事者にとって、リサイクルは義務ではなく、利益を得るという方法でなされ、また税金により市町村の負担する廃棄物処分の費用をその発生者の負担とすることができる。

C. 自動車使用税

自動車などの耐久消費財には、すでに述べた

使用中課税により、不法投棄を防止することができる。そのほか使用権の賃貸借を進めることもできる。すでに述べたように、賃貸借は、提供者に所有権があり、修理などによって使用価値を維持して耐久消費財の寿命を長持ちさせる。それだけでなく、使用済み自動車を個人所有者から回収する手間と費用を節約することができる。

ところで、OECDの拡大生産者責任では、規制が重視され、課税はほとんど検討されていない。では、規制と課税は、どちらが廃棄物問題の内部化として優れているのであろうか。規制であれ、課税であれ、到着目標は同じである。しかし、規制の場合は到着目標まで努力すれば済むが、課税の場合はその努力の上、到着目標での税金も支払わなければならない。

そこで、企業は課税をさせないように抵抗し、OECDはこれに配慮する。しかし、外部不経済が残っている場合には、その行政の負担する外部不経済の見返りとして、商取引責任の視点から企業は税金を支払うことにより内部化することを当然受け入れさせるべきであろう。

3. 罰金による内部化

これらの税金や規制は法律により強制されることになるが、違反には、高額な罰金を支払わせなければ、規制も、課税も有効な内部化はできない。

例えば、不法投棄について、アメリカのスーパーファンド法では、不法投棄が発見されたときには、不法投棄した業者およびその廃棄物の発注者に原状回復を命ずる。これに応じないときは、行政が代執行して、その費用の3倍を業者と発注者に支払わせることになる。行政の作業は一般に民間の作業よりも高くなるから、不法投棄者と発注者は自己が作業するよりもはるかに高額な負担を強いられることになる。つまり、規制や課税による内部化は罰金の制度が

あつてはじめて有効に機能するのである。

4. OECDの評価する8つの手法について

OECDは、拡大生産者責任を実現するための手段として8点挙げている（OECD 2001 日本語訳 pp. 30～42）。

- a) 製品回収（無料引き取り）
- b) デポジット・リファンド制度
- c) 前払い処分料金
- d) 原材料課税
- e) 川上における税・補助金の組み合わせ
- f) 最低必要再資源化量
- g) リース
- h) サービス

そして、リースとサービスを除く6項目について、OECDは資源消費の削減、環境適合の製品、廃棄物管理について顕著な効果のあるものをまとめている。OECDは、これらのさまざまな手法の中で、消費後の廃製品の無料引き取り制度に高い評価を与えている。

また、廃製品の無料引き取り制度から導かれるひとつの結論として、OECDはリース・レンタル制を推す。これは消費者が必要とするものは製品そのものではなく、それが提供する機能であるという考え方に基づいており、リース・レンタル制は廃製品をより確実に生産者に戻すことができるという点で評価できる。これに関連して、OECDはInterface Corporationのカーペット・リースをあげ、未来の重要な傾向としているが、リースやレンタルは、拡大生産者責任を問うまでもなく、すでに商取引として実行されている。

それだけでなく、このOECDの評価する無料引き取りでは、リース・レンタル制度を直接強制することはできないから、これだけでは内部化の手段とすることはできない。これは、すでに述べたように手数料や課税により誘導される商取引のひとつである。

OECD は、サービスについて、「Xerox は複写機メーカーから、今はサービスを売る文書管理会社に移行した」と述べ、評価しているが、これらのサービスも、商取引としてすでに存在しているのであって、必ずしも無料引き取りの強制によって成立したのではない。

問題はどのようにしてリースやサービスという商取引を誘導し、商品の所有権をメーカーに留めるかということであるが、残念ながら OECD はその方法を示してはいない。このような欠点はあっても、OECD のいう手段は、すでに述べた内部化のための規制、課税、罰金という商取引責任の政策と一致するところが多い。

ところで、OECD は効果は低いとしつつも、再生資源の利用促進のため、税金の目的として補助金の支出を拡大生産者責任のひとつの方法と認めている。しかし、補助金による事業には検討すべき課題が多い。これらは、補助金としてではなく、代金または手数料（委託費）として、商取引という枠内で支払われるべきである（小林純子 2004 A p. 84）。

また、OECD は原材料や製品への課税、そして排出税の効果を低いとしているだけでなく、罰金については議論もしていない。これらは本論文で述べたように廃棄物問題を商取引に内部化する有効な方法である。OECD は、当初の目的であった内部化について、第Ⅲ段階では関心がすっかり消えてしまったとしか考えられないのである。

結 論

以上述べたように、廃棄物の処理は商取引にまかせて行政は撤退し、また商取引責任の考え方と規則、課税、罰金により商取引に廃棄物の処理費用を内部化することで、廃棄物問題は解

決可能である。

引用・参考文献

- OECD, 1991, Environment Committee Meeting at Ministerial Level Background Paper No. 1-No. 5, 日本語訳『地球環境経済のための市場革命』ダイヤモンド社
- OECD, 1998, Producer Responsibility Phase 2 Framework Report 日本語訳, 佐野敦彦, 七田佳代子, 2000, 『拡大する企業の環境責任』環境新聞
- OECD, 2001, Extended Producer Responsibility Phase 3, A Guidance Manual for Government, 日本語訳 クリーン・ジャパン・センター, 2001, 『拡大生産者責任』
- 石弘光, 1993, 『環境税 実態と仕組み』東洋経済新報社
- 大澤太郎, 「ごみ問題と環境リスク」, 廃棄物学会編「新版ごみ読本」中央法規 pp. 175～213
- 加藤峰之, 榎田敦, 1999, 「市場経済による無理のないリサイクルを」名城商学 第49巻3号 1999年11月 pp. 113～155
- ガルブレイス, J. K. 1975, 「対談ボールディング」毎日新聞 10月31日
- 小林純子, 2004 A, 「廃棄物問題と商取引責任」(博士論文)
- 小林純子, 2004 B, 「廃棄物行政の失敗と商取引の役割」名城論叢 第5巻1号 2004年5月 pp. 65～91
- 榎田敦, 1995, 「物質循環による持続可能な社会」, 室田武ほか編『循環の経済学』学陽書房
- 細田衛士, 2003 A, 「拡大生産者責任の経済学」, 細田衛士, 室田武編『循環型社会の制度と政策』岩波書店
- 細田衛士, 2003 B, 「循環型社会システムへの課題」, 廃棄物学会編「新版ごみ読本」中央法規 pp. 291～338
- 安井至編, 2003, 『リサイクル』日本評論社
- 吉田文和, 1998, 『廃棄物と汚染の政治経済学』岩波書店
- 吉野敏行, 1996, 『資源循環型社会の経済理論』東海大学出版会
- 吉野敏行, 2002, 「排出者責任と拡大生産者責任の理論」山谷修作編『循環型社会の公共政策』pp. 40～54